

弁護士に訴訟事件を依頼する契約書

依頼者を甲とし、受任弁護士 **杉山雅浩** を乙とし次の通り契約する。

- 1 甲は乙に対し、別紙委任状記載の事件処理を委任し、乙はこれを受任する。
- 2 甲が乙の責めによらない事由で乙を解任し、または、取り下げし、放棄、和解などをなし、事件を終了させ、もしくは委任事務の遂行を不能にさせることができない。そのようなことをした場合、乙は委任の目的を達したと見做し甲に対し報酬の全額及び違約金として20万円を請求することができる。
- 3 甲が乙に支払うべき金員を支払わないときには、乙は甲より預かり保管中の金員保証金、保釈金、相手方より収受した金員等)と相殺し、もしくは事件に関する書類その他の物件を留置することができる。
- 4 乙に債務不履行あるいは不法行為があった場合、着手金を返還する。

記

**着手金(税抜。以下同じ)**

**着手金5万円**

**刑事告訴**

**10万円**

**成功報酬**

獲得した経済的利益が300万円以下までは30%

300万~1000万円は20%

1000万円を超える金額は10%

金銭評価不能条件達成 15万円

**実費** 諸費用(印紙、切手、コピー、通信、交通費、宿泊費など)

**日当(遠隔地へ行く場合)**

往復2時間を超え4時間まで 3万円

往復4時間を越える場合 5万円

本契約を証するためこの証書を作り各署名・押印し各その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所

氏名(甲) \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 171-0014 東京都豊島区池袋2-丁目71番3号ベルスパツィオ池袋3階

弁護士法人ワンピース法律事務所

氏名(乙) 代表社員 弁護士 杉山雅浩 印